

市コミュニティ・スクール通信をお届けします！

令和4年度、先行的に山王小学校で始まった「コミュニティ・スクール事業」が、今年度いよいよ全市立小中学校で実施されることになりました。そこで、広く地域の方々や保護者の皆様に、「コミュニティ・スクール」に関する情報をこの通信を通してお伝えしていきます。コミュニティ・スクールの目的や実際の実践をお伝えし、皆様のご理解をいただくとともに、地域と学校が一緒になって子供たちの健やかな成長のために協力して取り組んでいく「つなぎ役」になればと願い、通信名を「つ・な・ぐ」としました。どうかご一読いただき、今後のご支援・ご協力をお願いいたします。

今回は、これまでも市の「広報とりで」などでもお伝えしてきました「コミュニティ・スクールとは？」というテーマでお伝えしていきます。

「コミュニティ・スクール」ってなに？

「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会」という協議会を設置している学校を指します。今年度から、取手市の全市立小中学校20校にこの「学校運営協議会」が設置され、事業が展開されます。

「学校運営協議会」とは、どんな仕組み？



「学校運営協議会」とは、地域の住民の方々や保護者などの皆様が委員となり、学校と児童生徒を育てていく目標を共有し、権限をもって学校運営に参加していく仕組みです。学校とともに、子供たちをどう育てていくか、そのために地域や保護者はどんなことができるかを話し合い、実際に取り組んだりします。

「コミュニティ・スクール」を実施する利点は？

学校・家庭・地域が抱える問題・課題は複雑化・困難化しています。そうした問題について双方で話し合い、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育、児童生徒の育成に取り組むことができるようになることが、コミュニティ・スクール実施のねらいであり、利点と言えます。また、学校を中心に地域の方々が協力し合うことで、地域全体の活性化、人と人とのつながりも深まることが期待されます。

◆次項に続きます。

学校運営協議会に与えられる「権限」とは？

学校運営協議会には、法的に以下の3つの権限が与えられています。

- 1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、**校長が作成する基本的な方針の承認を行う。**

「教育課程」とは

- 学校教育の目的を達成するため、児童や生徒の発達段階に応じて順序立てて編成した教育の計画のこと。「カリキュラム」とも呼ぶ。学校の「グランドデザイン」はこの教育課程を見やすく、分かりやすく示したものの。

「教育委員会規則で定める事項」とは (取手市学校運営協議会規則)

第9条(基本方針等の承認)から

- 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。
 - (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
 - (2) 教育課程の編成に関すること。
 - (3) 施設の設置及び管理に関すること
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めること。

月
日

- ◆学校運営協議会では、学校長が作成した教育の目標やその達成のための教育活動の計画について話し合い、最終的にその承認を行う権限があるということです。つまり、学校運営協議会の承認が得られなければ、学校の教育課程は成り立たないということになります。

- 2 コミュニティ・スクールの運営に関する事項について、**教育委員会又は校長に対して、意見を述べる。**

- 3 教職員の採用その他の**任用に関する事項について**、任命権者に対して、**直接意見を述べる**ことができ、その意見は任命権者に尊重される。

- ◆「1」で承認した基本方針に関する教育活動の実践について、また、任用に関しては例えば男女のバランス・年齢層のバランス・教科や部活動などの指導に関する必要性などを考慮してそれぞれ意見を述べる権限があります。これらに関しては、単なる学校批判に終わることなく、学校に対する理解と協力・支援を前提とした意見が望まれます。つまり、学校・校長の「応援団」的な役割です。



★次号も引き続き「コミュニティ・スクール」について紹介していきます。

市コミュニティ・スクール通信の第2号です！

前回に引き続き、今回も「コミュニティ・スクール」について説明をしていきます。

「コミュニティ・スクール」って、取手市だけのものなの？

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」は、**国（文部科学省）**が全国の公立学校に導入を呼びかけているものです。「地域総ぐるみでの教育」の実現のために、学校と地域の連携・協働を重視し、学校運営協議会の設置を【**努力義務**】として定めています（平成29年3月から）。やや立ち遅れていた茨城県でも、コミュニティ・スクールを導入する市町村が増え、取手市でも令和4年度の山王小学校を皮切りに、昨年度は小中6校が実施を開始し、今年度は全20校で導入されることになりました。

山王小学校がスタートするときから、文部科学省・総合教育政策局にお勤めの**CS（コミュニティ・スクール）マイスターの安齋宏之先生**にご教授いただいています。今年度も安齋先生にお手伝いいただき、主に新設校の学校運営協議会の委員さん方向けの研修会を開いています（年4回）。

令和5年度の実績によると、コミュニティ・スクールを導入している公立学校は、全国で52.3%、茨城県は39.7%だそうです。

これまでの「学校評議員」とは、どこが違うの？

学校が、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくために設けられた「学校評議員」制度では、学校評議員（各校5名程度）は、法律の規定に基づき、校長の求めに応じて、【**個人としての立場で**】学校運営に関して意見を述べることができるとされていました。つまり、「学校運営協議会」に与えられたような「**権限**」（第1号参照）はなく、学校運営に関して校長や教育委員会に直接関与したり、決定を行ったりするものではありませんでした。

これに対し学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、第1号でお伝えしたように、例えば「**校長が作成する基本的な方針の承認を行う**」といった**権限があります**から、**直接的に学校運営に関わることができる**わけです。

また、学校評議員の方々にお問い合わせしてきた「学校関係者評価」については、学校運営協議会のメンバーの中から「**評価委員**」という役割を5名程度お願いし、これまで通り学校関係者評価にご協力をいただくことになっています。



各学校で第1回学校運営協議会が開かれました

これまでに、ほとんどの学校で「第1回 学校運営協議会」が開かれました。今回はその様子を簡単にお伝えいたします。

第1回目の会議では、以下のことが全校共通事項として行われました。

委員さんの任命
(教育委員会から)

委員さんの確認
(自己紹介)

役割分担
(会長・副会長など)

今後のスケジュール確認

学校教育の基本方針の説明
(学校長から)



運営協議会の様子



委員さん方の任命

上記の他にも、以下のようなことについて話し合ったり、確認をしたりしました。

- 昨年度の学校評価の結果から、成果と課題点
- 学校の課題点、困っていることの確認・相談
- 地域との連携による教育活動の計画や提案
- 地域や学校の強み・弱みに関する分析の方法
- 学校行事への地域参加の方法

◎ 学校の教員の研修を行った学校もありました

第2回 市一括研修会レポート

6月10日（月）、取手市福祉交流センターで「第2回 市一括研修会」が行われました。この日は各小中学校の学校運営協議会の委員方、計86名が参加されました。会場に来られなかった委員さんの中には、学校やご自宅でオンライン研修として参加された方々もいらっしゃいます。委員の皆様、ご参加いただき、ありがとうございました。さて、第2回目の全体研修会では【熟議】を実際にやってみて、協議のやり方を委員の皆様にも体験していただきました。今回は、その様子を画像を織り交ぜて振り返ってみます。



講師の文部科学省CSマイスター 安齋宏之先生

- 1：【熟議】とは？
 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話
- 2：【熟議】の進め方
 - ① グループの人数
 1グループ6名前後（多すぎると発表に時間がかかり、少ないと多様な意見が出ない）
 - ② 意見の出し方
 付箋紙に自分の考えを書き、模造紙等に貼り付けていく。
 模造紙等に出された意見を直接書き込んでいく。（以上、研修会資料より抜粋）

右上のような【熟議】の意味や目的、その進め方などを講師の安齋先生から教えていただき、早速少人数グループで「模擬熟議」に取り組んでみました。

< 模擬熟議のテーマ > 「小中学校が目指す子供像を考える」

変化の激しい時代をたくましく生き抜き、20年後の取手市の未来を切り拓き、担える人材を育成するために、皆さんは、子供たちにどんな力を育みたいですか。

熟議Ⅰ 「子供たちに付けたい力は？」

- 付箋に自分の考えを書く。（1枚の付箋に一つの考え）何枚書いてもよい 5分
- 考えの発表（模造紙に付箋を貼りながら自分の考えを発表する） 7分
- 考えの整理・話し合い（3つに絞る） 13分



← 【熟議】のようす

参加者は原則として同じ学校どうしてグループを組みました。人数が少なかったり、反対が多かったりした場合は、他校の委員さんと同じグループになったり、グループを分けたりしました。

ゲーム的要素を取り入れた自己紹介（アイスブレイク：緊張ほぐしの手法）を行った後、早速各委員さん方は付箋紙に「子供たちに付けたい力」を書いていきます。1枚に1個ずつ、できるだけたくさん書いていきます。



自分の考えを説明しながら、1枚ずつ模造紙に付箋紙を貼っていきます。同じ考え、似たような考えは同じグループにまとめ、線で囲んでいきます。

熟議Ⅱ 「どんな学び（体験）をさせていくか？」

- 付箋に自分の考えを書く。 5分
- 考えの発表 7分

考えの整理・話し合い 13分

- 話し合った内容の共有（1班2分以内で） 10分
- まとめ 2分



二つ目の熟議の課題は、熟議Ⅰでまとめた「付けたい力」を実際に身に付けさせるために、具体的にどのような学び（体験）を実践していくか、というものでした。学校で、地域で、そして家庭でできることを考えるとともに、この三者が連携・協力してできること、という視点で考えていくことも大切です、と安齋先生からお話がありました。



← 代表グループ（桜が丘小）による発表

この日は時間がなく、全グループの発表はできませんでしたが、あるグループの熟議の結果を全体で確認しました。

今回、運営協議会の委員の皆さんが体験した【熟議】は、5月に行われた市内の各公民館長さん方、そして各小中学校の校長先生方を対象としたコミュニティ・スクール研修会でも、それぞれのテーマで実施しました。一部の方の意見、発言で協議が進むのではなく、参加者全員が、それぞれの考えを他に伝え、それらをもとに話し合いを行うことで、【当事者意識が高まり、相互理解と信頼関係が深まります】（安齋先生の資料より）。グループの中には、こうした【熟議】を子供たちにも体験させてはどうか、といった意見も出ていました。それだけ、委員さん方は【熟議】の意義を見いだしていたのではないのでしょうか。安齋先生、そしてお忙しい中、ご参加いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

今号もコミュニティ・スクールについてご説明します

「学校運営協議会」は、どんな人が委員になるの？

今年度から市内の全公立小・中学校でスタートした「コミュニティ・スクール」には、それぞれ「学校運営協議会」が設置されています。この学校運営協議会の委員については、文部科学省が以下のように例示しています（文部科学省「コミュニティ・スクールのつくり方」令和2年10月より）。

学校（校長）とともに行動していける委員

委員には保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員（注：CSコーディネーターのこと）等のほか、学校や地域の実情に応じて、大学教授等の有識者、教育委員会事務局職員（指導主事・社会教育主事等）等も考えられます。

委員構成例

- ・自治会代表 ・公民館代表 ・PTA代表（保護者代表）
- ・地域学校協働活動推進員(CS)コーディネーター) ・婦人会代表
- ・青年会議所代表 ・おやじの会代表 ・同窓会代表
- ・伝統芸能保存会代表 ・民生委員代表 ・接続する中学校の校長
- ・学校担当指導主事 ・当該校 校長 など

- 身分 … 特別職の地方公務員（非常勤）
役割 … 当該学校の運営及び運営に必要な支援に関して協議すること
任命 … 取手市の場合、学校長からの推薦に基づいて市教育委員会が選定・任命

学校運営協議会の委員さん方は、学校(校長)の【応援団】の皆さんです！

取手市ではこのような方が委員になっています



- 元学校評議員 ○元PTA役員 ○現PTA役員
- 公民館長 ○自治会長 ○市政協力員 ○区長 ○ウェルネスプラザ長
- 保育所長・幼稚園長、職員 ○民生委員・主任児童委員 ○地元会社役員
- 県・市職員 ○おやじの会員 ○市防犯連絡員協議会支部長 ○郵便局長
- 防災士 ○市教育総合支援センター相談員 ○スクールガード ○大学生
- 青少年相談員 ○市防犯パトロール代表 ○学校栄養士 ○寺院住職
- 公立高等学校長 ○職場体験協力工場長 ○高齢者福祉施設長
- 通信制サポート校職員 ○元教員・学校長 ○元教育委員会職員 など

「CSコーディネーター」って、何をする人？

「学校運営協議会」の委員とは別に、コミュニティ・スクール推進の重要な立場として、「CS（コミュニティ・スクール）コーディネーター」という役職があります。この「CSコーディネーター」、正式には「地域学校協働活動推進員」といいます。では、どんな役割を担うのでしょうか？（以下、文部科学省「これからの学校と地域コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」より抜粋）。

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

～ 「地域学校協働活動推進員」の主な役割 ～

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



取手市の場合

身分 … 特別職の地方公務員（非常勤）／原則週1日、月4日の勤務
任命 … 学校長からの推薦に基づいて市教育委員会が任命

その職務（「取手市地域学校協働活動推進員設置要綱」より）

- 1 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- 2 地域・学校の教育活動への支援や企画，参加促進に関する活動
- 3 地域からの情報及び提案等の学校への伝達に関する活動
- 4 地域活動及び家庭教育活動への協力及び支援に関する活動
- 5 学校運営協議会その他の必要な協議体との連絡調整に関する活動
- 6 前各号に掲げるもののほか，推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

取手市ではまだ「地域学校協働本部」が設置されていないため、地域との連携・地域活動の推進という役割より、左「5」に示された、学校運営協議会と学校との連携に重点を置いて現在活動しています。

今日現在、市内では6名のCSコーディネーターが任務に就いています。

メンバー ◇元教員・学校長 ◇元学校評議員・PTA役員 ◇大学生
★興味がある方は学校または教育委員会生涯学習課までご連絡ください。

今回は学校運営協議会に与えられた3つの「権限」のうち、最も重要な【**校長が作成する基本的な方針の承認**】についてご説明します。

【基本的な方針の承認】って、どうやるの？

各校の学校運営協議会には3つの「権限」が与えられていますが、その筆頭は、【1 コミュニティ・スクールの運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について、校長が作成する基本的な方針の承認を行う。】というものです。また、取手市学校運営協議会規則では、以下のように示されています。

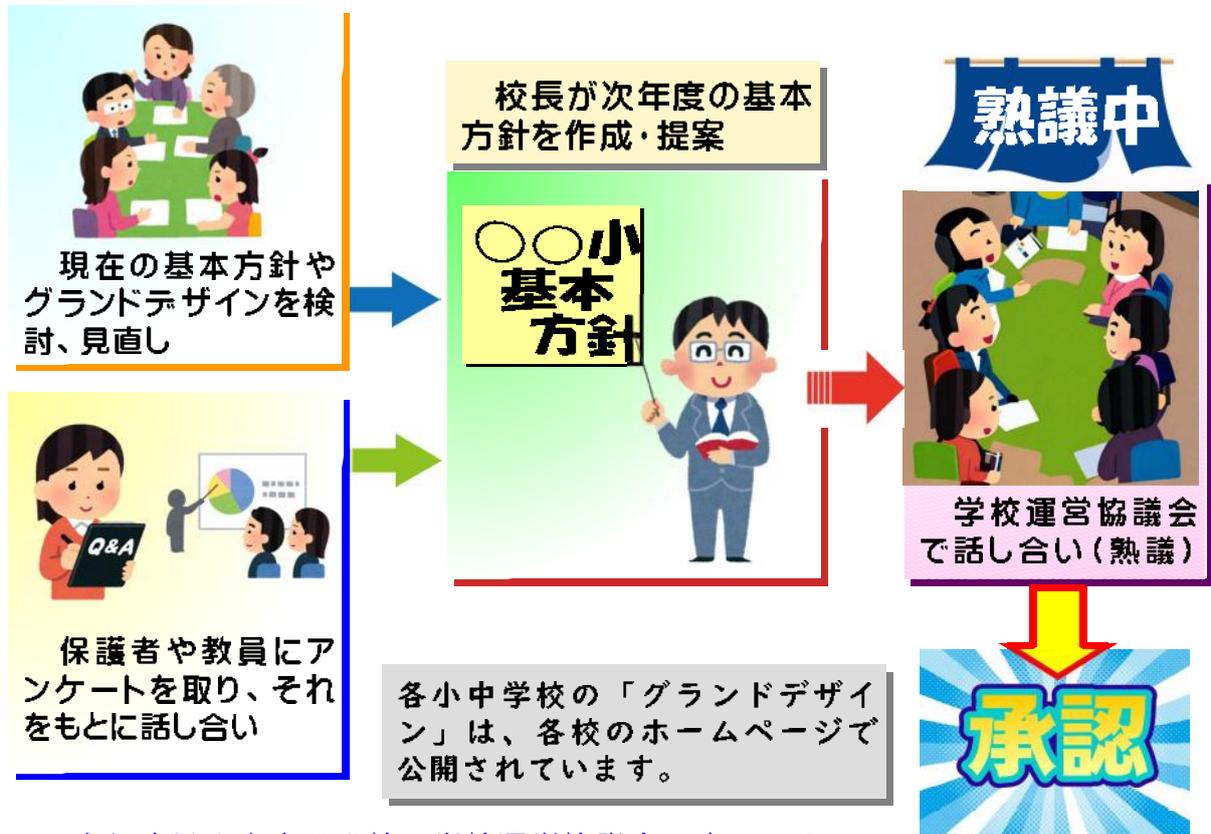
(基本方針等の承認)

第9条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 施設の設置及び管理に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の運営に関して対象学校の校長が必要と認めること。

教育目標や経営計画などを分かりやすくまとめたものを「グランドデザイン」と呼びます。

昨年度までにコミュニティ・スクールを導入した各学校におけるこの「基本的な方針の承認」は、以下のような流れで進められました。



各小中学校の「グランドデザイン」は、各校のホームページで公開されています。

今年度は小中全20校の学校運営協議会の席で、この「基本的な方針の承認」がおこなわれます！

「教職員の任用に関する意見」のこと

本通信の第1号でお伝えしました「学校運営協議会の『権限』」の中に、以下のような項目があります。

「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」

三つの権限のうちの一つがこれです。では、具体的にどんな権限を意味するのでしょうか。生涯学習課が作成した「取手版コミュニティ・スクール導入の手引き（2023年度版）」をもとにご説明します。



意見：学校運営協議会は合議体です。協議会の趣旨を踏まえ、学校運営の基本方針実現のため、現実的な意見を述べるができます。また、職員構成に関し、個人を特定した意見ではなく、一般的な意見を述べるができます。

「教職員の任用」に関して各委員は意見を述べる権限・役割がありますが、これはあくまで「一般的な意見」であって、「個人を特定した意見」ではない、と規定されています。つまり、「〇〇先生は教員として力不足だから交代すべきだ」といった意見ではなく、**【学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な体制の整備・充実が図られるための】意見**を求められているのです。具体的には以下のような意見の内容が例示されています。

- 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- 小学校における外国語活動の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- 若手教職員の人材育成のために、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望
- 「地域に根差したスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置を要望
- 次年度は複数の学年で個別指導が必要な児童がいることから、学習支援員の複数配置を要望

「英語の免許を持った先生」「リーダー的存在の先生」「〇〇部の顧問ができる先生」「複数の学習支援員」など、すべて**【学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な体制の整備・充実】のための意見**を述べる権限・役割がある、ということなのです。



また、各委員はこうした任用に関する意見を、【教育委員会に述べるができる】わけですが、なかなかそうした機会は得られないので、各学校で行われる学校運営協議会の中で、学校長から意見を求め、聞き取るようにしていく予定です。学校はこうした意見を教育委員会に伝えていきます。



学校と地域の連携・協働について

コミュニティ・スクールを2年前の令和4年度からスタートしている山王小学校では、学校と地域・保護者との連携・協働の取組として、「**かかわり隊**」を募集し実施しています。この「**かかわり隊**」とは、学校の環境整備（除草作業等）や学習活動時の支援・サポート、休み時間の児童の看護など、保護者や地域にお住まいの方に広く呼びかけ、【**学校支援**】としてお手伝いをしていただく取組です。

また、コミュニティ・スクールの実践2年目となる久賀小学校では、「**久賀小応援サポーター（KOS）**」を立ち上げ、4つの部会（環境・学習・ベルマーク・安全）に保護者を中心に参加登録をお願いしています。地域の方にも主に学校環境の整備に関してボランティアを募集しました。この他、特に2年目になる学校を中心に、学校と地域との連携に関する計画がそれぞれに進んでいます。

こうした取組は、＜**地域学校協働活動**＞の中の【**学校支援活動**】に当たるものです。【**学校支援活動**】は、これまでも各学校で実施してきましたが、例えばPTAの活動が中心だった除草作業・愛校作業については、山王小や久賀小のように広く地域住民の方々にも参加・協力を依頼するなどして、定期的・継続的に支援していただくよう新たにお願いを始めました。また、例えば校外学習として校外で児童生徒が学習活動をする場合、当該学年・学級の保護者だけでなく、他学年の保護者や地域の方にも＜**引率**＞をお願いできないかなど、新たな支援の形を模索しています。

＜**地域学校協働活動**＞は、コミュニティ・スクールを推進する上で重要な活動であり、その活動の母体に当たるのが、＜**地域学校協働本部**＞というものです。

【地域学校協働活動】って何？

「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」との関連について（文部科学省HPより）

- 学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じて、学校や地域、子供たちの状況等についての必要な情報を共有します。そして、学校と地域の協働による取組を進めるための目的・目標の設定や、効果的な手段についての協議を行います。
- 学校運営協議会や熟議の内容を踏まえ、地域学校協働活動推進員等のコーディネートの下、多くの地域住民の参画による地域学校協働活動を展開します。学校の教育課程内で行う**授業補助**やふるさと学習、キャリア教育支援から、社会教育の取組である放課後子供教室や地域未来塾、本の読み聞かせ活動や**登下校の見守り**など、多様な活動が考えられます



□取手市ではまだ「**地域学校協働本部**」は存在していませんが、上の「**授業補助**」や「**登下校の見守り**」、環境整備などを中心に【**学校支援活動**】を今後推進していきたいと考えています！



市HP「コミュニティ・スクール」については
ここをクリックしてください（QRコードでも）→



学校と地域の連携・協働について②

【地域学校協働活動】ってどんなことをするの？

前号でお伝えしました＜地域学校協働活動＞や【学校支援活動】について、今回は先行事例として「仙台市」の取組をご紹介します（以下、ホームページを参照して作成しました）。

仙台市では、それまでの市の取組を生かした「仙台版コミュニティ・スクール」の導入について検討を行い、令和2年度から導入を始め、令和5年度3月までに市内全ての市立学校・幼稚園にコミュニティ・スクールが導入されました。「仙台版コミュニティ・スクール」とは、学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）と、それを支える既存の【学校支援地域本部】との連携・協働により、地域ぐるみで教育を実現する仕組みだそうです。コミュニティ・スクールを導入する前から、学校支援を主として取り組んでこられた【学校支援地域本部】と「学校運営協議会」が連携・協働して、「仙台版コミュニティ・スクール」が実践されているのです。

仙台市のホームページには、【学校支援地域本部事業】のコーナーもあり、そこから【学校支援】に関する取組をご紹介します。

仙台市 学校支援地域本部事業

学校支援地域本部は、学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティアとしての参加をコーディネートするもので、いわば“**地域につくられた学校の応援団**”です。



ずんだ餅

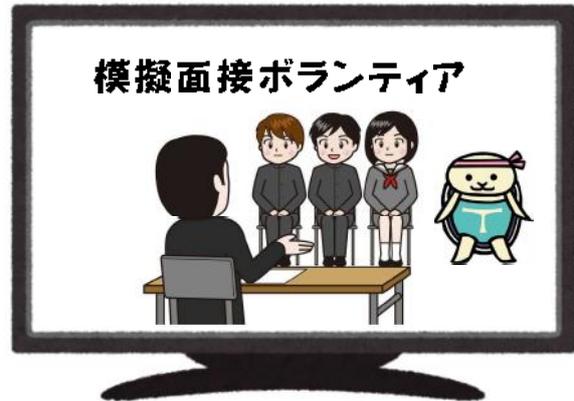


仙台七夕まつり

学校支援地域本部の目的

学校支援地域本部は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整え、学校にとっては**教育活動の充実を図ること**、地域にとっては、地域住民の自己実現や多世代の交流による**地域の活性化**（生涯学習の場）、さらに**家庭・地域の教育力向上**を目的としています。

「仙台市学校支援地域本部ブックレット 2023」によると、地域住民等による【学校支援ボランティア】には、毎年約10万人（！）以上の方々が参加され、学校の様々な教育活動を支援しているそうです。ブックレットで紹介されているボランティアのいくつかを「とりかめくん」が紹介します。



この他にもたくさんの【学校支援】の実績を積み重ねてきた仙台市の取組を、これからの取手市のコミュニティ・スクールの推進の参考にさせていただきたいと考えています。

児童生徒の保護者・地域の皆様のアイディアもぜひお寄せください！

仙台市の学校支援地域本部についてはこちらをチェック↓



ショートカット



QRコード

各学校における第2回学校運営協議会の記録

各学校等における第2回目の学校運営協議会が7月までにほぼ全て実施されました。今回は、それぞれの協議会がどのような話題で、どのような形で実施されたのか、その記録をまとめてご紹介いたします。

取手小学校(7月17日)

- 1 会長、副会長、書記の選出
- 2 グランドデザインを使って概略の説明・検討 → 令和6年度学校経営方針の承認
- 3 学校評価アンケート項目の見直しについての提案・検討
→児童・保護者・教職員用アンケート項目を見直し、語句の変更や質問項目の新設

白山小学校(7月25日)

- グループでのディスカッションを通して、テーマごとに意見交換
- テーマ1 「放課後学習クラブ」
 - テーマ2 「子供たちが身体を動かせる活動や場所について」

寺原小学校(7月5日)

- 1 各学年授業・行事等における保護者・地域人材との交流希望内容について
- 2 熟議 テーマ「寺原っ子を学校・保護者・地域で育むために、したいこと・すること」
3グループに分かれて熟議・内容を整理し、他グループと共有した

永山小学校(7月12日)

- 熟議 テーマ1 学校教育目標「自ら考え行動できる児童の育成」について
テーマ2 永山中学校付近の見守りについて
2グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した。

取手西小学校(7月17日)

- 1 取手西小学校創立10周年・にしっこ秋祭りについて
- 2 地域学校協働本部の立ち上げについて
- 3 授業参観 … 感想、意見交換
- 4 今後の熟議内容 地域学校協働本部、登下校の見守り体制について

山王小学校(7月13日)

- 1 オープン・キャンパス自由参観
- 2 熟議 テーマ1 どんなかかわり隊があれば子どもたちがさらに笑顔になれるか。
テーマ2 そのためにどんな手立てがあるか? どうすれば継続できるか。
希望の保護者・教員も含め、4グループに分かれて熟議、内容を整理し、共有した

六郷小学校(6月12日)

- 1 授業参観
- 2 熟議 テーマ「主体的に実践できる児童を育成するために」
3グループに分かれて熟議・内容を整理し、他グループと共有した

藤代小学校(7月18日)

- 1 学校長から今年度の学校目標及び具体的経営方針の詳しく説明
- 2 熟議 テーマ1「環境整備について」 テーマ2「登下校の見守り活動について」
2グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

宮和田小学校(6月20日)

- 1 授業参観・施設見学
- 2 熟議 テーマ「安心・安全な学校運営について」
2グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

久賀小学校(7月18日)

- 1 久賀小応援サポーター(KOS:学校支援組織)について現状を報告・説明
- 2 熟議 テーマ「防災教育の推進に向けて、子供と地域の防災意識を高めよう」
2グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

桜が丘小学校(7月31日)

- 熟議 テーマ1「子供たちにつけたい力は？」
テーマ2「どんな学び(体験)をさせていくか」
3グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

取手第一中学校(7月18日)

- 熟議 テーマ「月曜日待ち遠しい学校にしていくための、学校、地域、家庭としての手立て」
2グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

取手第二中学校(6月25日)

- 1 熟議 「二中コミュニティースクール 戦略の検討」
第1回目で行ったSWOT分析から、2グループに分かれてクロスSWOT分析を行い、「積極的戦略」「差別化戦略」「段階的施策」「専守防衛・撤退」の戦略を絞り込んだ
- 2 授業参観

永山中学校(7月10日)

- 1 授業参観
- 2 熟議 「学校と地域をつなぐ連携・交流活動」について
グループに分かれて熟議、内容を整理し、他グループと共有した

藤代中学校(7月18日)

- 1 学校長から今年度の学校経営方針について詳しく説明(具体的方策を中心に)
- 2 CSコーディネーターから「地域連携」の取組として「職場体験学習」について説明
学校の環境整備(主に除草作業)に関して地域の協力を要望

藤代南中学校(6月25日)

- 1 授業参観
- 2 地域学校協働活動に関する現状の確認
- 3 熟議 地域に根ざした職場体験活動

*取手東小学校(9/20予定)、高井小学校及び戸頭小・中学校(ともに9/27予定)の記録は実施後お伝えします。